

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 海外渡航費用

**Q** : 海外視察旅行に観光が含まれているのですが、どのように取り扱ったらいいのでしょうか？

**A** : 損金等算入割合によって取扱いが決められています。

### 【解説】

海外視察旅行のように、業務と観光を合わせて行うような旅行に参加する場合は、その旅費費用を旅費等と給与に振り分けしなければなりません。その振り分けは、次の損金等算入割合(業務従事割合)に応じて、それぞれ次のように取り扱われることとなっています。

損金等算入割合 = 業務従事日数(A) ÷ {(A) + 観光を行った日数(10%未満は四捨五入)}

- ① 損金等算入割合が90%以上の場合  
費用の全額を旅費等として処理することが認められます。
- ② 損金等算入割合が20%以上80%以下の場合  
その旅行に通常要する費用の額に損金等算入割合を乗じて求めた金額を旅費等とし、それ以外の金額は、その社員に対する給与として処理します。  
ただし、損金等算入割合(端数処理する前の割合)が50%以上の場合は、往復の交通費の全額を旅費等として処理することが認められます。
- ③ 損金等算入割合が10%以下の場合  
その費用の全額が旅行者たる社員に対する給与となります。

